埼玉県信用保証協会の『健(すこ)やか』保証制度について

『健(すこ)やか』保証制度とは

東京金属事業健康保険組合から「従業員等の健康増進に積極的に取組む事業所」として認定（認定の詳細は裏面をご覧ください）された埼玉県内に事務所・事業所等を設けている組合加入事業所の皆様に限り、割安な保証料率（基準となる保証料率と比べて最大10%割引※）でご利用いただける保証制度です。

※一部割引対象外となる場合があります。

ご利用できるお客様

次の**何れか**に該当する中小企業者

・東京金属事業健康保険組合から「従業員等の健康増進に積極的に取組む事業所」の認定を受けている。

・日本健康会議から「健康経営優良法人」の認定を受けている。

・埼玉県から「埼玉県健康経営実践事業所」の認定を受けている。

※その他、信用保証協会の利用資格を満たしている必要があります。詳細は埼玉県信用保証協会ホームページをご覧ください。

保証の条件

保証限度額	２億8,000万円
保証料率※	年0.45～1.71%
資 金 使 途	事業性の運転資金、設備資金

その他の条件については埼玉県信用保証協会ホームページをご覧ください。

※信用保証料とは、信用保証協会がお客様の委託に基づいて保証を行う際に、対価としてお支払いいただくものです。信用保証料率は９つの区分に分かれており、お客様の経営状況に応じて適用されます。

信用保証協会とは

「信用保証協会」は、中小企業者の皆様が、金融機関から事業に必要な資金を借りるときに、その保証人となって、お金が借りやすくなるようサポートする公的機関です。埼玉県信用保証協会は埼玉県内の約１/３の中小企業者の皆様にご利用いただいています。

※信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。

ご注意！！

・お借入にあたっては金融機関及び信用保証協会による所定の審査があります。

・信用保証協会は、中小企業者の事業資金に対して保証を行う機関です。住宅ローン等の非事業性資金の保証は取扱っておりません。

・『健(すこ)やか』保証制度は埼玉県信用保証協会の独自の制度となります。

・保証のお申込みは金融機関を通じて行う必要があります。なお、取扱い金融機関は埼玉県信用保証協会に届出書を提出した金融機関に限られますので、詳しくは埼玉県信用保証協会ホームページをご覧ください。

埼玉県信用保証協会ホームページアドレス　http://www.cgc-saitama.or.jp/

お問合せ先

本店営業部	保証二課	048-647-4722	川越支店	保証課	049-249-1681
熊谷支店	保証課	048-521-5221	春日部支店	保証課	048-731-7311

「従業員等の健康増進に積極的に取組む事業所」に係る認定について

東京金属事業健康保険組合は、埼玉県内に事務所・事業所等を設けている組合加入事業所で「従業員等の健康増進に積極的に取組む事業所」に対して「認定書」を発行いたします。

この認定を受けた事業所は、埼玉県信用保証協会専用の保証制度である「健(すこ)やか」をご利用することが可能となります。

「健(すこ)やか」保証制度とは

従業員の健康増進に積極的な企業が融資を受ける際に、保証料の優遇を埼玉県信用保証協会が行う制度です。（詳しくは裏面をご覧ください）

※制度のご利用にあたっては、本認定とは別に金融機関及び埼玉県信用保証協会による所定の審査があります。

「従業員等の健康増進に積極的に取組む事業所」の認定基準

①当組合が把握する直近の健診受診率が 80%以上の事業所

②認定申請日において、被保険者数が５名以上の事業所

③被保険者の健康の保持増進に努め、特定健診・保健指導等の受診を推進するなど、被保険者の健康管理を積極的に実施する事業所

＜制度スキーム＞

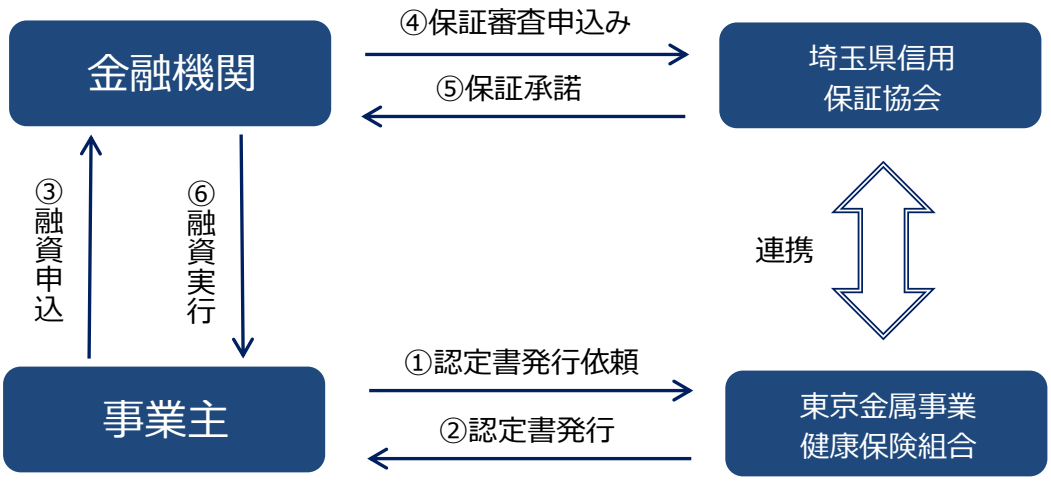

認定に係る申請用紙は、当組合のホームページからダウンロードできます。

http：//www.tokinkenpo.or.jp/

※「健やか」保証制度の趣旨から、埼玉県信用保証協会では被保険者５名以上の事業所を対象としておりますのであらかじめご了承ください。

※融資に関するご相談につきましては、取扱金融機関の窓口へお問い合わせください。（当組合では融資のご相談は承りかねます）

※認定申請書の申請受付から認定書の交付までは、約１週間をお見込みください。なお、受診状況等によっては交付までにお時間をいただきますのであらかじめご了承ください。